

スプリンクラー消火設備設置基準拡大！ - 西日本防災システム

2014 06 20

6月19日総務省消防庁は、スプリンクラーの有床診療所※1に対する設置基準を、現行の6000㎡以上から**4床以上**の施設に拡大する方針を決めたようです。一般病院についても面積基準を撤廃する方針のようです。入院患者10人が亡くなった昨年10月の福岡市の医院火災を受けて、課題となっていたスプリンクラー設置基準が確定したようです。ですが、診療所や小規模な病院は経営が非常に厳しく、どこまで国の補助金制度が充実するかが課題となるようです。今後、消防法施行令が改正され、新基準は**2016年4月**に適用されるようです。既設物件については**25年6月末**まで経過措置期間となるようです。

3床以下の診療所については、入院患者がほとんどいないため新基準の対象外となるようです。病院については、当直職員が**13床当たり1人**以上いる施設は「夜間でも迅速に消防機関に通報し、初期消火に適切に従事できる」として同様に対象外となったようです。また、産婦人科や眼科など患者の避難が比較的容易な診療所と病院も対象外です。病院は精神科専門なども除外されています。

このほか、ボタンを押すだけで、自動的に119番できる火災通報装置と施設内に火災を知らせる自動火災報知設備の連動システムや消火器についても、現行の面積基準などがなくなり、**すべての病院と有床診療所**に設置を義務づけることとなったようです。

※1入院施設がある19床以下の医院



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 